

行田市 羽生市

一般廃棄物処理施設の共同整備に関する合意書

行田市及び羽生市(以下「両市」という。)は、令和3年3月16日に締結した「行田市羽生市一般廃棄物処理施設の共同整備に関する基本合意書」に基づき、令和3年6月10日に設置した「行田市・羽生市一般廃棄物処理施設の共同整備に関する協議会」での協議を踏まえ、下記のとおり合意する。

記

1 事業実施主体

事業実施主体は、両市で構成する一部事務組合とする。

一部事務組合の名称は、「行田羽生資源環境組合」(以下「組合」という。)とする。

2 共同処理する事務

組合は、次に掲げる事務を共同して処理する。

(1) 一般廃棄物処理施設(し尿処理施設を除く。以下において同じ。)の整備に係る計画の策定に関する事務

(2) 一般廃棄物処理施設の整備及び稼働後の管理運営に関する事務

(3) 上記事務に附帯する事務

3 対象ごみの範囲

対象ごみは、可燃ごみ、不燃・粗大ごみ及び資源物とする。

4 ごみの分別区分

ごみの分別区分は、両市で定める一般廃棄物処理基本計画に基づき実施する。

5 ごみの収集運搬

ごみの収集運搬は、両市で個別に実施する。

6 共同整備する施設の種類

共同整備する施設の種類の種類は、可燃ごみ処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、剪定枝資源化施設及びリサイクル用ストックヤードとする。

7 施設の稼働目標年度

共同整備する施設の稼働年度は、令和9年度を目途とする。

8 組合の事務所の位置

施設稼働前は、行田市本丸2番5号、行田市役所内に組合の事務所を置く。

施設稼働後は、事業方式等を踏まえ総合的に検討する。

9 組合議員の定数及び選挙

組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は9人とし、その選出区分は次のとおりとする。

行田市 5人 羽生市 4人

組合議員は、両市の議会においてそれぞれの議会の議員のうちから選挙する。

10 組合の管理者及び副管理者の設置及び選任

組合に管理者及び副管理者を置く。

管理者及び副管理者は、両市の長の協議により両市の長のうちからこれを定める。

11 組合の職員

組合に会計管理者その他の職員を置く。

組合に置く職員は、当面の間、両市からの派遣職員とする。

12 組合の監査委員

組合に監査委員2人を置く。

監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちからそれぞれ1人を選任する。

13 組合の経費

組合の経費は、両市の負担金及び事業により生ずる収入その他の収入をもってこれに充てる。

負担金は、下表の割合をもって両市が負担する。

発生期日	負担割合
組合設立の日から共同整備する施設の供用開始の日の属する年度の末日まで	均等割 100分の20
	人口割 100分の80
共同整備する施設の供用開始の日の属する年度の翌年度以後	均等割 100分の20
	ごみ量割 100分の80

備考1:人口割の基礎となる人口は、当該年度の初日の属する年の1月1日現在における住民基本台帳法の規定により住民基本台帳に記録されている者の数による。

備考2:ごみ量割の基礎となるごみの量は、当該年度の前年の1月1日から12月末日までに組合に搬入されたごみの量による。ただし、組合に搬入された当該年度の前年のごみの搬入期間が6月に満たないときは、人口割をもって負担するものとする。

14 補則

本合意書に定めのない事項及び本合意事項について疑義が生じたときは、両市で協議のうえ、決定するものとする。

この合意の証として、本書2通を作成し、両市において署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年10月29日

行田市本丸2番5号

行田市

行田市長

石井直孝



羽生市東6丁目15番地

羽生市

羽生市長

河田晃明

